厚生労働省令 第九十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年四月二十八日　　厚生労働大臣　尾辻　秀久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第三百五十一号を第三百五十二号とし、第三十六号から第三百五十号までを一号ずつ繰り下げ、第三十五号の次に次の一号を加える。

三十六　イソプロパノール

附　則

この省令は、公布の日から施行する。